

健生発 0929 第 9 号
令和 5 年 9 月 29 日

各

都道府県知事
指定都市市長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

療養生活環境整備事業実施要綱の一部改正について

標記については、平成 27 年 3 月 30 日健発 0330 第 14 号厚生労働省健康局長通知「療養生活環境整備事業について」の別紙「療養生活環境整備事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 5 年 10 月 1 日から適用することとしたので通知する。

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">療 養 生 活 環 境 整 備 事 業 実 施 要 綱</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 3 月 30 日 健 発 0330 第 14 号 最終一部改正 <u>令和 5 年 9 月 29 日 健 生 発 0929 第 9 号</u></p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 難病相談支援センター事業</p> <p>(1) 概要</p> <p>難病の患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、難病の患者等に対する相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、難病相談支援センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>センターにおいて、難病の患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安の解消、孤立感や喪失感の軽減を図るとともに、難病の患者等のもつ様々なニーズに対応し、<u>医療機関や福祉支援等機関、就労支援等関係機関などの</u>地域の関係機関と連携した支援対策を一層推進するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) センター事業の運営</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>医療機関、保健所、福祉支援等機関、就労支援等関係機関</u>等の関係機関（多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施している都道府県等においては、相談支援包括化推進員が配置されている機関を含む。）との連携体制の構築・強化に努めるとともに、法第 32 条に基づき設置された難病対策地域協議会等において地域における課題や情報を共有し、対策の検討に携わること。</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">療 養 生 活 環 境 整 備 事 業 実 施 要 綱</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 3 月 30 日 健 発 0330 第 14 号 最終一部改正 <u>令和 5 年 8 月 7 日 健 発 0807 第 8 号</u></p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 難病相談支援センター事業</p> <p>(1) 概要</p> <p>難病の患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、難病の患者等に対する相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、難病相談支援センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>センターにおいて、難病の患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安の解消、孤立感や喪失感の軽減を図るとともに、難病の患者等のもつ様々なニーズに対応し、<u>医療機関を始めとする</u>地域の関係機関と連携した支援対策を一層推進するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) センター事業の運営</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>医療機関、保健所等の</u>関係機関（多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施している都道府県等においては、相談支援包括化推進員が配置されている機関を含む。）との連携体制の構築・強化に努めるとともに、法第 32 条に基づき設置された難病対策地域協議会等において地域における課題や情報を共有し、対策の検討に携わること。</p>

(4) 実施事業

原則として、以下①及び②の事業を実施する。なお、事業の実施に当たっては、法に基づく指定医療機関のほか、各市町村の福祉サービス担当部署等の福祉支援等機関やハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の就労支援等関係機関との連携に努めること。

① (略)

② 就労支援事業

ア 難病の患者の就労支援の強化を図るため、就労支援等関係機関と連携体制を構築し、難病に関する必要な情報を提供するなど、難病の患者が適切な就労支援サービスが受けられるよう支援すること。

イ～カ (略)

(5)～(7) (略)

第3 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業

(1)～(2) (略)

(3) 対象者

下記の①から④までのいずれかに該当する者で、原則として難病患者等ホームヘルプサービス事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事しているものとする。

① (略)

② 「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成13年6月20日障発第0620263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程の修了者又は履修中の者及び平成25年度末までに居宅介護従業者養成研修1級課程、2級課程、3級課程のいずれかの研修を修了している者

③～④ (略)

(4) 実施事業

原則として、以下①②の事業を実施する。

① (略)

② 就労支援事業

ア 難病の患者の就労支援の強化を図るため、就労支援等関係機関(ハローワーク、障害者職業センター、就業・生活支援センター等)と連携体制を構築し、難病に関する必要な情報を提供するなど、難病の患者が適切な就労支援サービスが受けられるよう支援すること。

イ～カ (略)

(5)～(7) (略)

第3 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業

(1)～(2) (略)

(3) 対象者

① (略)

② 「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成13年障発第263号社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程の修了者又は履修中の者及び平成25年度末までに居宅介護従業者養成研修1級課程、2級課程、3級課程のいずれかの研修を修了している者

③～④ (略)

上記の①から④のいずれかに該当する者で、原則として難病患者等ホームヘルプサービス事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。

(4) 実施方法

①～⑤ (略)

⑥ ホームヘルパー養成研修事業としての指定

ア 都道府県知事等は、自ら行う研修事業の他に当該都道府県等の区域内において、社会福祉協議会、農業協同組合、福祉公社、学校法人、医療法人、老人クラブ等が行う類似の研修事業のうち、適正な審査の結果別途定める要件をみたすものを、本通知による特別研修事業として指定することができるものとする。

イ～ウ (略)

⑦ (略)

第4 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

(1) (略)

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県等とする。

ただし、(3)に定める特定疾患治療研究事業対象疾患患者については、都道府県のみが実施主体となる。

(3) 対象患者

法第5条第1項に規定する指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業対象疾患患者で、かつ、当該指定難病及び対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める患者とする。

(4) 実施方法

① (略)

② 前項の費用の額は、診療報酬において、在宅患者訪問看護・指導料又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条に規定する訪問看護療養費を算定する場合には原則として1日につき4回目以降(ただし、特別な事情により複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合にはこの限りではない。)の訪問看護について、患者1人当たり年間260回(以下に掲げる特例措置として実施する場合を含む)を限度として、別添2により支払うものとする。

(4) 実施方法

①～⑤ (略)

⑥ ホームヘルパー養成研修事業としての指定

ア 都道府県知事等は、自ら行う研修事業の他に当該都道府県、指定都市の区域内において、社会福祉協議会、農業協同組合、福祉公社、学校法人、医療法人、老人クラブ等が行う類似の研修事業のうち、適正な審査の結果別途定める要件をみたすものを、本通知による特別研修事業として指定することができるものとする。

イ～ウ (略)

⑦ (略)

第4 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

(1) (略)

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県等とする。

ただし、(3)に定める特定疾患治療研究事業対象疾患患者においては、都道府県のみが実施主体となる。

(3) 対象患者

法第5条に規定する指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業対象疾患患者で、かつ、当該指定難病及び対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める患者とする。

(4) 実施方法

① (略)

② 前項の費用の額は、診療報酬において、在宅患者訪問看護・指導料又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和58年法律第80号)第78条に規定する訪問看護療養費を算定する場合には原則として1日につき4回目以降(ただし、特別な事情により複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合にはこの限りではない。)の訪問看護について、患者1人当たり年間260回(以下に掲げる特例措置として実施する場合を含む)を限度として、別添2により支払うものとする。

第5 指定難病要支援者証明事業（準備事業）

(1) 概要

都道府県等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「一部改正法」という。）により、令和6年4月1日より療養生活環境整備事業に加わる指定難病要支援者証明事業を実施するために必要となる業務システムの改修等の環境整備を行う。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県等とする。

(3) 実施方法

都道府県等において、令和6年4月の一部改正法の施行に向けて、指定難病要支援者証明事業の実施により、利用申請者から提出された患者情報を保存及び整理するためのシステムの構築等を行う。

第6 (略)

第7 (略)

第8 (略)

別添1～2 (略)

第5 指定難病要支援者証明事業（準備事業）

(1) 概要

都道府県及び指定都市は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「一部改正法」という。）」により、令和6年4月1日より療養生活環境整備事業に加える指定難病要支援者証明事業を実施するために必要となる業務システムの改修等の環境整備を行う。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

(3) 実施方法

都道府県及び指定都市において、令和6年4月の一部改正法の施行に向けて、指定難病要支援者証明事業の実施により、利用申請者から提出された患者情報を保存及び整理するためのシステムの構築等を行う。

第6 (略)

第7 (略)

第8 (略)

別添1～2 (略)